


所管部課		総務管財課		部長	阿部 晴彦		
件名		契約案件の資料配布について				区分	
関係事項	条例規則						
	部課機関	建築課					
<p>1. 要 旨</p> <p>契約金額が3,000万円以上1億5,000万円未満の工事又は請負の契約案件については、平成19年度から市議会定例会最終日に直接各議員へ資料を配布している。今回2件の契約案件が該当するため、令和3年第4回市議会定例会最終日に各議員へ資料配布を行うものである。</p> <p>(1) 施行日 令和3年第4回市議会定例会最終日</p> <p>(2) 影響及び効果 高額な工事又は請負の契約案件について、市議会に情報提供できる。</p>							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)							
3. 留意事項 (問題点等)							
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>所定の形式に基づき、令和3年第4回市議会定例会最終日に資料の机上配布をもって報告することとしたい。</p>							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。